

鳥取県子宮がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 コルポスコーピーに習熟した医師が対応できること。
- 2 検診事業に関する調査・報告に積極的に協力すること。
- 3 検診の資料及び検診結果は3年以上にわたって整理、保存されること。
- 4 担当医が、日本産科婦人科学会専門医であること及び子宮がん検診従事者講習会及び子宮がん検診症例検討会を過去3年間に2回以上受講していること。ただし、やむを得ず、3年間のうち1回しか受講できなかった場合については、別途追加で開催する講習会に出席すれば登録条件を充たしたこととする。

(別記) 対象となる講習会等

講習会等の区分	開催頻度
子宮がん検診従事者講習会及び子宮がん検診症例検討会	全県 1回/年